答申行政第72号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事(以下「実施機関」という。)が行った公文書非開示決定(以下「本件処分」という。)において、別紙に掲げるもの以外については、開示することが適当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成29年10月25日付けで、岡山県行政情報公開条例(平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。)第5条の規定により、実施機関に対して、「森林審議会における〇〇メガソーラ開発案件の審議記録」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「岡山県森林審議会森林保全部会議事録(〇〇市〇〇地内における林地開発の許可)」を特定した上で、これについては、条例第7条第5号に該当することから、非開示とする本件処分を行い、平成29年11月7日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号) 第2条の規定により、平成29年11月15日付けで、実施機関に対して審査請求を 行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成29年12月11日付けで、岡山県 行政不服等審査会(以下「審査会」という。)に対して、本件処分に係る審査請求に ついて諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審議過程において、地元住民の意見が正しく反映されているかどうか知りたい。そのため開示決定をしてほしい。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の 理由は、おおむね次のとおりである。

○○地区でのメガソーラ建設の是非を問う場合に、避けて通れないことは平成○○年○月○日夜の集中豪雨による災害の教訓から何を学ぶかということである。

森林法(昭和26年法律第249号)では、開発許可に際し、岡山県森林審議会(以下「審議会」という。)の意見聴取を求めている。審議会で出された意見は、私たち住民の生活を左右するものである。

私たち住民は、審議会が豊かな知見をもとに、大所高所から大規模な開発計画に対し中止又は大幅計画縮小を求めるなどの意見表明をなされるものと期待していた。豪雨災害の教訓、住民の不安、反対の声を受けとめてもらえると信じていたからである。

その審議内容が非開示では、住民のあずかり知らぬところで、物事が進み、住民無 視の行政施策が行われたことになると言わざるを得ない。

弁明書では、議事の公開で、外部の圧力によって、中立の立場からの率直かつ自由な意見、活発な議論が阻害される可能性があるとしている。

しかし、岡山県森林審議会森林保全部会(以下「部会」という。) 6名の委員名を明らかにすることで、上記の危惧があるとするならば、委員名のみ非公開にすればいいのではないか。

部会で豪雨災害の教訓、住民の不安、決議や署名に表された反対の声を委員がどう 受けとめ議論したのか、当然、住民には知る権利がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

審議会は、森林法第68条により設置され、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について県知事の諮問に応じて答申する機関である。

部会は、知事が森林法第10条の2に係る林地の開発行為の許可の処分をするに当たり、審議会の意見を聴くこととされており、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第7条の規定により審議会に設置したものであり、その委員は6名の外部の有識者により構成されている。

部会において審議される内容は、大規模な開発事業(林地の開発行為に係る森林面積が10ha以上)に関するものという性格から、部会の委員に対し不当な働きかけ、干渉、圧力等が及ぶことを防止するため、委員の名は公表しておらず、また、各委員が各分野の専門家として中立の立場から率直かつ自由な意見を述べ、活発な議論をしていただく必要があるため、審議会において、会議自体を非公開とすることを決定している。

このため、該当文書は、条例第7条第5号「県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報」に該当するため、非開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、「岡山県森林審議会森林保全部会議事録(〇 〇市〇〇地内における林地開発の許可)」(以下「本件対象公文書」という。)である。

2 本件対象公文書に係る条例上の条項について 条例第7条において、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条第1号から第7号 までのいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないとされている。

(1)条例第7条第3号(事業活動情報)の規定について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。」を非開示情報とすることを定めている。ただし、次に掲げる情報は、非開示情報から除くと定めている。

- イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保 護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ イ又は口に掲げる情報に準ずる情報であって、公にすることが公益上必要である と認められるもの
- (2)条例第7条第5号(審議、検討又は協議に関する情報)の規定について

条例第7条第5号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。」を非開示情報とすることを定めている。

3 非開示条項該当性の具体的な検討について

本件対象公文書が、上記2で示した条例第7条第3号(事業活動情報)又は第5号(審議、検討又は協議に関する情報)の規定に該当するか否か、具体的に検討する。

(1)条例第7条第5号該当性について

審査会で見分したところ、本件対象公文書には、実施機関による事業の概要説明の部分と委員による個々の発言内容が逐語的に記録されている部分とが認められる。

このうち、実施機関による事業の概要説明の部分並びに委員からの質問等に対する実施機関の回答及び説明の部分については、(2)で述べる条例第7条第3号に該当する部分を除き、既に現地説明会等で公になっている情報であり、条例第7条第5号に該当するとは認められない。

また、委員による個々の発言内容が逐語的に記録されている部分については、大規模開発事業に関して開発行為の許可・不許可の適否の審議における発言であり、仮にこれを開示すると、委員に対する不当な働きかけや圧力がかかるおそれがあり、あるいは委員が片言隻句をとらえた批判がなされることを恐れるなどにより、自由で率直な意見交換が阻害される危険性があると考えられる。したがって、県の機関内部における協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められ、条例第7条第5号

に該当する。ただし、委員による個々の発言内容が逐語的に記録されている部分に おいても、実施機関に対する質問であって委員の意見を含まないと考えられる発言 は、公にすることにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる おそれはないと判断され、条例第7条第5号に該当するとは認められない。

更に、委員名及び役職名については、仮にこれを開示すると、前述した委員による個々の発言内容が逐語的に記録されている部分を開示した場合と同様に、自由で率直な意見交換が阻害される危険性があると考えられる。したがって、公にすることにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められ、条例第7条第5号に該当する。

(2)条例第7条第3号該当性について

委員からの質問等に対する実施機関の回答及び説明の部分において、別紙の整理番号2の部分については、開発許可申請事業者の資金計画に関する内容であり、条例第7条第3号に該当すると判断される。したがって、この部分は、非開示とすることが妥当である。

4 結論

以上により、実施機関が行った本件処分については、別紙において、審査会が非開示にすべきと判断した部分以外については、開示すべきであると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年12月11日	実施機関から諮問を受けた。
平成30年 1月26日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成30年 2月23日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成30年 3月22日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成30年 4月18日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成30年 5月14日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職名	備 考
会 長中 村 誠	前岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 桑 島 幹 雄	弁護士	
井田千津子	弁護士	第一部会委員
岩藤美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜瀬司	社会福祉法人 吉備の里理事長	第一部会委員
武井祐子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
南川和宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	

[※]本件事案については、第一部会において調査審議を行った。

別 紙

整理番号	非開示にするべき部分	非開示理由
1	委員名及び役職名	岡山県行政情報公開条例 第7条第5号該当
2	3頁10行6文字目~8文字目	第7条第3号該当
3	4頁4行目~7行目	第7条第5号該当